

表 スワンナプーム空港ゾーン3規定の新旧比較

従前の通知による規定	新たな通知案での規定
○ 輸入(※活動に制限あり)	○ 輸入 ○ 通過(トランジット) ○ 輸出
事業者にとって不便であった点	事業者にとってのメリット
○ 同じコンテナや車両に、ほかの種類の貨物を組み合わせることができないため、効率的な物流コスト管理ができない。 ○ 空輸・陸送の変更が困難である。 ○ 現行の税関手続きが事業者のニーズを満たしていない。	○ 海、陸、空の複合輸送による輸出入が可能となる。 ○ 輸入貨物とトランジット貨物を同一コンテナに入れて移動し、流通センター内で輸入・トランジット手続きを行うことで、入国地での手続きが必要なくなる。 ○ 外国への輸出にあたって同一の輸送ルートをシェアしている場合、流通センターで輸出貨物とトランジット貨物を同じコンテナに組み合わせた後に輸送することが可能となる。 ○ 倉庫エリア(ゾーン1)と流通センター(ゾーン3)の間で輸送手段を変更して貨物を移動することができる。

(出所)タイ税関